

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊広県第315号

令和4年6月16日

性犯罪被害者の人工妊娠中絶費用の公費支出要領の一部改正について（通達）  
見出しのことについては、「性犯罪被害者の人工妊娠中絶費用の公費支出要領について（通達）」（令和3年3月5日付け熊広県第110号）に基づき運用してきたところであるが、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定について」（令和2年6月12日付け警察庁丙捜一発第6号ほか）において、公費負担制度について全国的に同水準の支援がなされる必要があるとされたことを受け、その一部を見直し、別添のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達をもって前記通達は廃止する。

## 別添

### 性犯罪被害者の人工妊娠中絶費用の公費支出要領

#### 1 趣旨

この要領は、公費支出対象事件による妊娠により、精神的、身体的に深刻な被害を受けた犯罪被害者（以下「性犯罪被害者」という。）の経済的負担の軽減を図るとともに、性犯罪被害者の捜査活動に対する協力を確保することを目的として、性犯罪被害者の人工妊娠中絶（母体保護法（昭和23年7月13日法律第156号）における人工妊娠中絶をいう。）に伴う費用を公費で支出するために必要な事項を定めるものとする。

#### 2 公費支出対象事件

- (1) 強制性交等罪（刑法第177条の罪）
- (2) 準強制性交等罪（刑法第178条第2項の罪）
- (3) 監護者性交等罪（刑法第179条第2項の罪）
- (4) 強制性交等致傷罪（刑法第181条第2項の罪）
- (5) 強盗・強制性交等罪（刑法第241条第1項の罪）

#### 3 公費支出の適用除外

前2の公費支出対象事件であっても、性犯罪被害者が次に掲げる事項に該当するときは、公費による支出を行わないことができるものとする。

なお、警察本部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、支出の可否判断に際しては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に則ることとし、判断に迷う場合は、事前に警察署長等と協議し、支出の可否を判断するものとする。

- (1) 公費による支出を希望しない場合
- (2) 犯罪被害と認められない場合
- (3) 前(1)(2)のほか、支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

#### 4 公費支出の範囲

公費支出の範囲は、前2の公費支出対象事件の犯罪被害による妊娠に伴う人工妊娠中絶措置に必要な経費の実費額とし、個室使用料等の人工妊娠中絶措置に不可欠ではない経費については含まないものとする。

#### 5 申請手続

- (1) 警察署長は、性犯罪被害者が公費支出対象事件により妊娠し、人工妊娠中絶を希望していること又は被害申告前に人工妊娠中絶措置を受けていることを認知した場合、性犯罪被害者又は性犯罪被害者が未成年の場合は法定代理人（保護者等）（以下「性犯罪被害者等」という。）に対し、公費支出制度の趣旨等を別添「説明事項」を提示しながら説明した上で、性犯罪被害者等の公費支出の希望の有無を確認すること。
- (2) 性犯罪被害者等が公費による支出を希望した場合、警察署長は、「人工妊娠中絶費用公費支出申請書」（別記様式第1号）により、広報県民課長を経由して申請するものとする。

#### 6 支出手続

- (1) 広報県民課長は、5の(2)の申請を受けたときは、公費による支出の必要性及び妥当性について検討した上で支出の可否を決定するものとする。
- (2) 支出決定を受けた警察署長は、人工妊娠中絶措置が実施された後、医療機関から「請求書」(別記様式第2号)を受領し、広報県民課長に送付するものとする。
- (3) 性犯罪被害者等が、被害申告前に医療機関に対して支払いを行っていたときは、性犯罪被害者等から、医療機関への支払金額が確認できる書類(領収書等)を添付した「請求書」(別記様式第3号)を受領し、広報県民課長に送付するものとする。
- (4) 前(2)又は(3)の請求書の送付を受けた広報県民課長は、熊本県会計規則(昭和60年3月26日規則第11号)等に定めるところにより、医療機関又は性犯罪被害者等に対して支出手続を行うものとする。

なお、性犯罪被害者等が、被害申告前に医療機関に対して支払いを行っていた場合は、資金前渡払いにより性犯罪被害者等に対して支出するものとする。
- (5) 人工妊娠中絶費用の支出事務は、警察本部広報県民課において行うものとする。

## 7 留意事項

- (1) 本制度の運用に当たっては、性犯罪被害者等の心情等に十分配慮して、その尊厳を傷つけないようにすること。
- (2) 人工妊娠中絶を行う医療機関の選定に際しては、原則として、性犯罪被害者等が希望する医療機関とするが、公費支出(後日の口座振り込みによる支払。)が可能な医療機関であるかを事前に確認するなど、適正な選定に十分配慮すること。
- (3) 人工妊娠中絶の措置を行う医療機関に対しては、性犯罪被害者等の同意を得た上で、犯罪の被害による妊娠であることを説明するとともに、性犯罪被害者等が、周囲の目を気にせず安心して診察等を受けられるよう、精神的負担の軽減に努めること。

※ 別記様式・別添(略)